**令和８年（フ）第１９１３号**
福岡市早良区田村７丁目24番58－201号　ヴィラ・トライアングル、前住所福岡市早良区次郎丸６丁目８番28－203号　ビータス賀茂弐番館
債務者　田内　優星
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　哲夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１９８４号**
福岡県筑紫野市二日市西２丁目８番25－303号
債務者　伊藤　貴洋
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池永真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月12日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第２０６２号**
福岡県糟屋郡須恵町大字植木134番地１　レイクサイド須恵東Ｃ201号
債務者　松井　利憲
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　匠汰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第１９０号**
群馬県太田市新井町189番地３　イリゼⅠ－101号
債務者　岡本　敏幸
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
前橋地方裁判所太田支部

**令和８年（フ）第１８０３号**
福岡県太宰府市宰府３丁目10番６号　ボン・セジュール三条101号
債務者　高原まどか
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐渡麻奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年12月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第４７１号**
新潟市北区太夫浜1797番地１
債務者　石山　清也
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　耕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月27日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第４７２号**
新潟市西区鳥原2918番地１
債務者　鶴間　洋一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺見　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月２日午前10時20分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第４８１号**
新潟市西区寺尾東３丁目13番14号
債務者　濱田　悠一
1　決定年月日時　令和８年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐野千香子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
新潟地方裁判所民事部

**令和８年（フ）第１９６５号**
福岡市中央区大手門２丁目４番７－1202号　グランドメゾン大手門ザ・レジデンス
債務者　岩永　千尋
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古庄　美紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月13日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**令和８年（フ）第４００９号**
大阪市東淀川区大道南３丁目７番12－501号
債務者　伊原　一樹
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　真一
4　免責意見申述期間　令和８年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**令和８年（フ）第１８９０号**
名古屋市中区大須１丁目16番10号　エスリード大須観音プリモ704号
債務者　久保田香織
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２０７８号**
愛知県清須市阿原宮東107番地２　リバーサイド２－Ｂ
債務者　瀬戸　光子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２１４８号**
愛知県知多郡東浦町大字緒川字与市山５番地の１　レオパレスM104号
債務者　小定　由明
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２１５４号**
名古屋市港区港陽３丁目20番２号　シティライフ港陽206号
債務者　鈴木　祐樹
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２１６６号**
愛知県津島市大字津島字北新開75番地１　ソフィア北新開201号
債務者　吉田　恵子
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２２４３号**
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字初神20番地、従前の住所愛知県知多郡武豊町字若宮73番地69　メゾン若宮Ｂ棟201号
債務者　江本　美香
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**令和８年（フ）第２２８０号**
名古屋市南区浜田町４丁目120番地　元塩荘２棟705号、従前の住所名古屋市南区堤起町１丁目２番地の５　グラン・コート堤起Ｂ棟101号
債務者　堀井　淑乃
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部